

容」として、商品の分量、金額、支払時期、引渡時期や解約に関する事項を明確に表示することを求めた「要請書」を2022年1月31日付けで同社に送付しました。

当団体の「要請書」に対し、同社は2022年3月2日付けの「回答書」にて、同社商品について新規顧客に向けた定期販売の全てを同年2月末で終了すること、既存会員に対しても、定期コースの販売が終了した旨のウェブサイトへの掲載や定期コースの休止・変更・解約について

一定の改善を図ることを回答されました。当団体は、同社商品の新規顧客に向けた定期販売の全てを同年2月末で終了することについては、同年3月4日に、同社公式ウェブサイト (https://premium-cosme.jp/) にて、その内容を確認しました。以上の結果を踏まえ、当団体として従前の販売方法について適正な活動と認めただけではありませんが、「申入れ・要請」活動を一旦終了することにしました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



2022年度 KC's 通常総会・記念シンポジウムのご案内

今年度の通常総会及び総会記念シンポジウムは、Web会議システムでの開催を中心としますが、個人正会員・団体正会員で希望される方には、会場へ「実出席」いただけるよう、検討しています。書面による正式な開催案内は総会議案書と合わせ、6月初旬に発送を予定しています。

- 日時：2022年6月25日（土）
13：30～16：10
- 場所：マイドームおおさか8階
第1・第2会議室
- 総会議題：
[第1号議案] 2021年度事業報告承認の件
[第2号議案] 2021年度決算承認の件
[第3号議案] 役員選任の件
[報告事項1] 2022年度事業計画の件
[報告事項2] 2022年度活動予算の件
- タイムスケジュール（予定）：
13：00～13：30 総会受付
13：30～14：30 通常総会
14：30～14：40 休憩～新役員のご紹介
14：40～16：10 総会記念シンポジウム

■総会記念シンポジウム

「KC'sの活動から見えてきた被害回復請求の限界と展望（仮）」

この間の景品表示法、特定商取引法、消費者契約法、消費者裁判手続特例法等の改正内容を振り返り、適格消費者団体等が求めた改正内容と改正（案）の相違を明らかにし、運動的な課題について考えます。

あわせて、この2年間ほどのKC'sの活動を振り返り、差止、被害回復における成果と課題を整理し、今後のKC'sの活動方向について考えます。

【パネリスト（予定）】

- ・五條 操 KC's被害回復検討委員長
- ・田中雅代 KC's被害回復検討委員
- ・坂東俊矢 KC's常任理事
- ・（司会進行）二之宮義人 KC's常任理事

【参加費】無料

お問合せ：
KC's事務局 電話06-6920-2911

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



メールマガジン「KC's通信」登録、情報募集のご案内

KC'sでは、当団体の差止請求及び被害回復を始めとする各種の活動や、消費者問題に取り組む諸団体のイベント情報等を、メールマガジンで配信しています。配信は月2回、15日と月末日です。ご興味ある方は、ぜひご登録をお願いします。

また、消費者運動に取り組む団体で、このメルマガで、紹介・告知したい記事・イベント等がございましたら、随時、情報提供を受け付けています。



【ご登録・お問合せ】

登録を希望される方は、〈1〉から〈3〉をメールにてご連絡ください。

- 〈1〉 氏名、〈2〉 所属、または勤務先等、
- 〈3〉 登録するメールアドレス

情報提供につきましては、メールもしくは電話にて、ご連絡をお願いします。

消費者支援機構関西 (KC's)
メール info@kc-s.or.jp 電話 06-6920-2911

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定：適格消費者団体・特定適格消費者団体)

KC's NEWS

No.95
2022.5.26

発行所 KC's事務局 〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp HP: http://www.kc-s.or.jp/

消費者契約法・消費者裁判手続特例法の 充実した審議を

消契法・特例法改正案が衆議院通過

消費者契約法、消費者裁判手続特例法の改正法案が、4月21日衆議院を通過し、参議院に回付されました。この改正法案の審議では、消費者庁「消費者契約に関する検討会」報告書が提起した論点を改正内容に盛り込むべきところが、それに応えなかった改正内容になっていることが、繰り返し問題となりました。4月19日、衆議院消費者問題に関する特別委員会の採決にあたっては、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が全会一致で採択されました。

附帯決議で確認した宿題

この附帯決議は、改正法の施行にあたって講ずるべき14項目の措置を規定しています。最も注目された決議事項は、「一 法改正後直ちに、諸外国における法整備の動向を踏まえ、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであることの意義や同法の消費者法令における役割を多角的な見地から整理し直した上で、判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設、損害賠償請求の導入、契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方について検討を開始すること。」です。

この決議事項は、積極面がありながらも不明な点

も指摘されています。積極面としては、消費者契約法が消費者契約全般に適用される包括的な民事ルールであるという前提条件を確認したうえで、

- ①判断力の低下等の個々の消費者の多様な事情に応じて消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる制度の創設
- ②損害賠償請求の導入
- ③契約締結時以外への適用場面の拡大等既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定

について検討を開始することを規定しました。一方で、この検討開始を「法改正後直ちに」としましたが、期限が明示されませんでした。

被害実相から求められた改正内容は

そもそも、今回の改正案に期待されたことは、①超高齢社会における消費者被害の防止・救済に対応すること、②成年年齢の引下げに伴って懸念される若年層の消費者被害の防止・救済に対応すること でした。

最大の問題点は、「消費者契約に関する検討会」報告書が創設を求めた以下の点が改正案に盛り込まれなかったことでした。

判断力が著しく低下した消費者が、現在又は将来の生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約を締結した場合の取消権を設ける。

今回の改正で見送られたこの規定は、今後とも創設を求めていくべき重要な論点です。

参議院における審議は、5月第2週にも始まり、5月下旬にも採決が行われる予定です。衆議院の審議内容を参考に、前述した懸念を可能な限り払しょくする審議が期待されます。



【ご寄稿】 日本司法書士会連合会主催 「若者のマルチ問題に関するシンポジウム」報告

3月5日、日本司法書士会連合会による、「若者のマルチ問題に関するシンポジウム」が開催されました。その模様を、日本司法書士会連合会消費者問題対策委員会委員であり、KC's差止請求検討委員でもある川戸周平司法書士にご寄稿いただきました。

日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）主催の表記シンポジウムが、去る2022年3月5日（土）13時から17時に開催された。主催者の所管委員会である「消費者問題対策委員会」の委員として開催に携わった立場からシンポジウムの内容につき報告を行うものである。

シンポジウム報告の前に、マルチ取引を取り巻く現状をみると、以下のようなものが挙げられる。

- 1 20歳代の相談の割合が多い；
- 2 投資情報等の「モノなしマルチ」事案や、契約締結時に特定利益に関する誘引がない「後出しマルチ」事案が存在すること
- 3 SNSを経由しての取引等で、当事者が不明な事案が存在すること

特に1の点については、本年4月1日より成年年齢引下げに関する民法改正 ii が施行されることにより18歳、19歳の若年者にマルチ取引の被害が拡がること懸念されるところである。そこで、マルチ取引をめぐる法規制の問題点、対応策について共有し、2や3の点にも対応できるような法整備のあり方を考えること等を目的に、本シンポジウムを開催したものである。

シンポジウムでは、第1部では独立行政法人国民生活センターの神辺寛之氏から「最近のマルチ商法の被害事例について」と題してご報告いただいた。マルチ取引に関する相談件数が18歳・19歳に比べ20歳から24歳が非常に多くなっているという現状からは、成年年齢引下げに伴いマルチ取引の被害拡大が予想されるところで

あり、今後の対策の必要性を感じさせた。第2部では一橋大学名誉教授で弁護士の松本恒雄先生から「マルチ商法に関する法

制度上の課題と対応策」と題してご講演いただいた。講演では、後追いが繰り返されてきたマルチ商法に関する立法の経緯、連鎖販売取引に関する法規制の概要

の他、近時問題となっている「モノなしマルチ」や「後出しマルチ」に対する法規制の方向性についてのご意見等もいただくことができ、今後の法整備のあり方を考える上で有意義な内容であった。第3部では神戸学院大学教授の秋山学先生から「マルチ商法にはまる若者の心理」と題しご講演いただき、若者を取巻く環境や心理、SNSとの関わり方、マルチ取引被害との関係性等を心理学の面から学ぶことができた。最後に日司連消費者問題対策委員会委員である山田茂樹より「マルチ取引の在り方に関する提言骨子」と題し、マルチ取引にかかる今後の法規制に関する提言骨子が紹介された。提言骨子では、事前規制強化の方向性が示され、提言1として具体的に①連鎖販売業を行うための登録及び登録更新制度の新設、②後出しマルチを「その他政令で定める方法」として「連鎖販売取引」の一類型として規定すること、③登録要件に⑦取引対象商品等の適法性、④対象事業者やその役員・実質的支配者に関する欠格事由、⑤適正に管理する体制の整備、を盛り込むこと、④登録に際しては法定書面記載事項を記載した上でその裏付け資料を提出させることが示され、その他にも行政庁へ情報開示として決算期における特定利益、特定負担等を含む資産状況を提出させること及びデジタル・デトックス期間を確保し勧誘者と被勧誘者が一定期間接触してはいけないとの規定を新設すべきといった提言がなされた。

冒頭にも述べたとおり、マルチ取引は成年年齢引下げによる被害拡大が懸念されるものであり、本シンポジウムを議論のきっかけとして、あるべき法整備により消費者保護が図られ、もって信頼される市場が今後より一層整備されることを願うものである。

- i 独立行政法人国民生活センター「消費生活年報2021」
- ii 平成30年法律第59号



差止裁判・申入れ活動について

■(株)ハウワイが提供する「エターナルアイラッシュ」と「重ね発酵ハーブ茶」の返金対応と KC's のお問合せ活動について


(株)ハウワイが提供する「エターナルアイラッシュ」「重ね発酵ハーブ茶」について、2021年6月3日に消費者庁が景品表示法に基づく措置命令を出しました。

措置命令を受けた商品について、同社が返金対応を行っているとのことですので、該当される方は一度(株)ハウワイにお問合せされることをお勧めいたします。

当団体は、上述のとおり(株)ハウワイが消費者庁から景品表示法に基づく措置命令を受けたことを契機として、返金対応の有無や消費者に対する告知について2021年10月5日に「お問合せ」を発信いたしました。


その後、2021年10月8日に同社からメールにて回答があり、その回答内容を当団体で検討し、当団体は同社に対しさらに詳細に問い合わせる必要があると判断して、2021年12月7日付で「再お問合せ」を発信いたしました。これに対し、当団体は2021年12月23日に同社からの回答書面を受領いたしました。

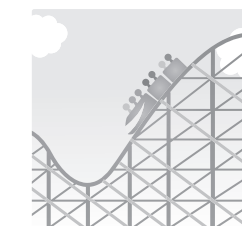
同社からの回答を受けて、当団体としては、「お問合せ」活動を一旦終了いたしましたので、ここに報告します。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒ 

■USJのチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第13回裁判が行われました。

ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの「WEBチケットストア利用規約」の契約条項には、消費者契約法に反し不当と思われる点があり、当該条項の修正・削除などを求めた差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起していましたが、第13回期日（裁判）が4月20日（水）に行われました。次回期日は6月20日（月）となりました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒ 



■消費者庁に対し、消費者庁長官が認定した返金措置を実施した(株)モイストの実施状況に関する行政文書の開示を求める「行政文書開示請求書」を送付しました。

消費者庁長官が認定した(株)モイストの返金措置に関して、実施状況等の情報の開示を求める「申入書」に対して、消費者庁より「機微な情報であるので回答できない」と回答がありました。

不当景品類及び不当表示防止法第11条に基づき、消費者庁が作成し保有する行政文書の開示を求めて、5月6日付「行政文書開示請求書」を送付しました。

●申入れの経過

当団体は、消費者庁より措置命令を受け、消費者庁長官が認定した返金措置を実施した同社に対し、2021年11月1日付で商品の購入状況・返金に関する告知文書・返金状況について報告するよう求めました。同社からは2021年11月19日付で「いずれも非開示とさせていただきます。」旨の回答がありました。

当団体としては、消費者庁が認定した返金措置を同社が実施したとしても、その結果等の具体的な内容が把握できなければ当団体が求めた程度に適切な対応がされていたか判断できないと考え、消費者庁に対して情報の開示を求める2022年2月25日付「申入書」を送付しました。3月31日に「機微な情報であるので回答できない」と、電話及びメールで回答がありました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒ 

■(株)プレミアムコスメが、販売する「極み菌活生サプリ」に対する定期販売の全てを2月末をもって終了したこと、既存会員に対する定期コースの休止・変更・解約について一定の改善を図ることを確約したことを受け、「申入れ・要請」活動を終了しました。

当団体は、(株)プレミアムコスメとの間で、同社が提供する商品「極み菌活生サプリ」の定期販売である「ビューティー菌活コース」、「初回ポッキリ480円コース」、「極み菌活生サプリモニター特別定期コース」の最終確認画面について、「初回ポッキリ」「お試し」「縛りなし」のような1回限りの購入であることを強調する表示の変更、「ご注文内

